

# 住宅性能評価 料金表

本内容は業務規程に含まれるため、国土交通省から修正の指示があった場合は、変更となる可能性があります。

## 別表第1 評価書の交付番号を定める方法

(第14条第2項関係)

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

	住宅性能評価	長期使用構造等確認
1～3桁目	当機関の登録番号	同左
4～5桁目	00	同左
6～9桁目	評価書交付日の西暦	確認書交付日の西暦
10桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 3：建設住宅性能評価（既存住宅） 4：設計住宅性能評価とあわせて長期確認 5：建設住宅性能評価（既存住宅）とあわせて長期確認	1：新築 2：増築・改築 3：建築行為無
11桁目	1：一戸建ての住宅      2：共同住宅等	同左
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）	同左

## 別表第2 設計住宅性能評価料金表

(第7条第1項関係)

	床面積の合計	設計評価料金(税込・単位:円)
一戸建ての住宅 (必須評価事項のみ)	200㎡未満	79,200
	200㎡以上	105,600
共同住宅等 (必須評価事項のみ)	200㎡未満(木造に限る)	$6,600 \times M + 110,000$
	200㎡以上 500㎡未満(木造に限る)	$6,600 \times M + 176,000$
	1,000㎡未満	$6,600 \times M + 242,000$
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	$6,600 \times M + 363,000$
	2,000㎡以上 3,000㎡未満	$6,600 \times M + 528,000$
	3,000㎡以上 4,000㎡未満	$6,600 \times M + 660,000$
	4,000㎡以上 5,000㎡未満	$6,600 \times M + 748,000$
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	$6,600 \times M + 1,056,000$
	10,000㎡以上	$6,600 \times M + 1,716,000$

(Mは、設計評価の対象とする住戸数)

(注1) 設計住宅性能評価申請の際に長期使用構造等確認を希望する場合は、一戸建ての住宅においては6,600円、共同住宅等においては1住戸当たり6,600円を加算した額とする。(税込)

## 別表第3 変更設計住宅性能評価等料金表

(第7条第2項、第21条第1項関係)

### 1. 当機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた住宅の場合

変更の内容	変更設計評価等料金(税込・単位:円)
(1) 変更設計住宅性能評価	1回の変更につき、別表第2及び別表第5により算出される額の2分の1の額 * 1
(2) 評価書の記載内容の変更	計算内容及び結果に変更がなく、評価書の表示を追加する変更等の場合には、1回の変更につき11,000
(3) 軽微な変更(変更申告)	1回の変更につき6,600 * 2

\* 1 評価等級を上げる場合、床面積の増減による変更の場合、評価等級に変更がなく耐震等級等を構造計算等により再検討する場合、断熱性能等級又は一次エネルギー消費量等級を再計算によって基準適合が明らかな変更(ルートC)の場合

\* 2 (1)及び(2)に該当しない変更を行う場合

### 2. 他の機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた住宅の場合

他の機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた後、当機関に変更設計住宅性能評価申請を行う場合の料金は、変更申請に係る床面積に応じ、別表第2により算出される額とする。

## 別表第4 建設住宅性能評価「新築住宅」料金表

(第16条第1項関係)

### 1. 当機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた住宅の場合

	床面積の合計	建設評価「新築住宅」料金 (税込・単位：円)
一戸建ての住宅 (必須評価事項のみ)	200㎡未満	121,000
	200㎡以上	143,000
共同住宅等 (必須評価事項のみ)	200㎡未満 (木造に限る)	$(3,300 \times M + 30,250) \times N$
	200㎡以上 500㎡未満 (木造に限る)	$(3,300 \times M + 35,200) \times N$
	1,000㎡未満	$(3,300 \times M + 44,000) \times N$
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	$(3,300 \times M + 58,300) \times N$
	2,000㎡以上 3,000㎡未満	$(3,300 \times M + 91,300) \times N$
	3,000㎡以上 4,000㎡未満	$(3,300 \times M + 125,400) \times N$
	4,000㎡以上 5,000㎡未満	$(3,300 \times M + 165,000) \times N$
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	$(3,300 \times M + 226,600) \times N$
	10,000㎡以上	$(3,300 \times M + 278,300) \times N$

(Mは、設計評価の対象とする住戸数)

(Nは、必要な現場検査の時期の回数)

※ 再検査に係る料金は、一回につき 22,000 円 (税込) を加算する。

※ 建設住宅性能評価「新築住宅」申請には上記の料金の他に、別途、紛争処理支援センターへの負担金 (消費税を加算した額) を加算する。

※ 別表第12に定める区域における建設住宅性能評価「新築住宅」申請には上記の料金の他に、同表に定める料金を加算する。

### 2. 他の機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた場合

他の機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた場合の評価料金は、上表により算出される額に当該住宅について設計住宅性能評価を行うものとして別表第2により算出される額の3分の1の額 (1,000円未満の端数を切り捨てた額) を加算したものとする。

## 別表第5 必須評価事項以外を申請する場合の加算額

(第7条第1項、第16条第1項関係)

	種別	加算額 (税込・単位：円)
必須評価事項以外を申請する場合	一戸建ての住宅	表示事項1事項につき 1,100
	共同住宅等	表示事項1事項につき 1,100/戸

(注1) 必須評価事項以外の評価事項を申請する場合については、別表第2、別表第3、別表第4、及び別表第6により算出された額に上表の額を加算する。

## 別表第6 変更建設住宅性能評価料金表

(第16条第2項関係)

変更内容等	変更建設評価料金(税込・単位:円)
建設住宅性能評価書「新築住宅」の交付を受けた後、変更建設住宅性能評価申請を行う場合	再評価項目1項目につき、再評価申請に係る住宅の床面積の合計に応じ、別表第4により算出される額の5分の1の額(1,000円未満の端数を切り捨てた額)

※別表第12に定める区域における変更建設住宅性能評価申請には上記の料金の他に、同表に定める料金を加算する。

## 別表第7 室内空気中の化学物質の濃度等を測定する場合の料金表

(第16条第1項関係)

対象となる住戸数	測定料金(1住戸あたり)(税込・単位:円)			
	簡易測定方法(測定バッジ等)の場合		標準的な濃度測定方法の場合	
	ホルムアルデヒドのみの測定	ホルムアルデヒドを除く特定測定物質の測定	ホルムアルデヒドのみの測定	ホルムアルデヒドを除く特定測定物質の(測定する一物質当たり)
1戸	46,200	69,300	125,400	27,500
2~10戸	42,900	66,000	122,100	26,400
11~30戸	39,600	62,700	118,800	24,200
31戸~	36,300	59,400	112,200	23,100

## 別表第8 石綿含有建材等に係わる場合の料金表

(第16条第1項関係)

評価項目	個別性能評価料金(税込・単位:円)	
6-4 石綿含有建材の有無等	石綿含有建材の有無確認(1住戸あたり)	105,600
	サンプル採取・分析(1建材[3検体]あたり)	462,000
6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	濃度測定・分析(1箇所[2試料]あたり)	396,000

(注1) 高所作業での必要な足場や作業用電源は申請者にて準備してください。

(注2) 資料採取に伴う復旧、補修等は申請者にて行ってください。

## 別表第9 評価書を再交付する場合の料金表

(施行規則第4条第4項・第5項及び第7条第4項・第5項関係)

	(税込・単位：円)
設計住宅性能評価書を再交付する場合	再交付評価書1通につき 6,600
建設住宅性能評価書を再交付する場合	

## 別表第10 評価料金等を減額する場合の割合

(第31条関係)

第31条該当号	割引率
(1)～(5)	20%
(6)	20%を上限

(注1) 建設住宅性能評価に係る紛争処理支援センターへの負担金は除く。

(注2) (6)の減額は、一戸建ての住宅の設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認に限る。

(注3) (1)及び(2)の減額は、評価項目1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証が適用される場合に限る。

## 別表第11 建設住宅性能評価料金を返還する場合に乗ずる率

(第32条第2項関係)

返還するに至った時期における現場検査の実施状況	手数料額に乗ずる割合
第1回目の現場検査が行われていない場合	0.90
第1回目の現場検査が行われ、第2回検査が行われていない場合	0.72
第2回目の現場検査が行われ、第3回検査が行われていない場合	0.54
第3回目の現場検査が行われ、第4回検査が行われていない場合	0.36
第4回目以降の現場検査が行われ、最終回の現場検査が行われていない場合	0.18
最終回の現場検査が行われた場合	0.00

## 別表第12 区域により評価料金を加算する場合の料金表

(別表第4、別表第6関係)

評価料金を加算する区域	加算する料金（税込・単位：円）
相模原市緑区、南足柄市、足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町、真鶴町、湯河原町、愛甲郡清川村	検査1回につき 11,000
相模原市（緑区を除く）、小田原市、秦野市、伊勢原市、中郡大磯町、二宮町、足柄上郡中井町、大井町、松田町、開成町、愛甲郡愛川町	検査1回につき 3,300